

登記手続案内をご利用のみなさまへ

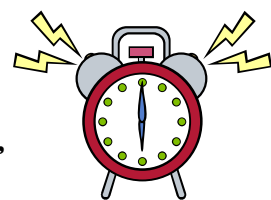
申請資格のない方はお断りします

司法書士や土地家屋調査士などの資格をもっていない方が、他人の依頼を受けて登記申請書を作成したり、その代理人として登記申請する行為は、法律に違反する場合がありますので、ご注意願います。



ご利用は20分以内です

1回のご利用は、20分以内です。
20分を過ぎると、後の利用者の案内に支障が出てしまいますので、そこで終了します。



見本を参考に説明します

法務局ホームページに掲載している代表的な申請書類の様式を利用して、記入上の注意点等について説明します。
なお、インターネット環境がない場合は、最寄りの法務局に電話でお問合せください。



ご自身で作成してください

申請書類の書き方を説明しますが、係員が書類に手を加えたり、具体的な事案に沿ったアドバイスは、していません。
現在の登記の内容は、登記事項証明書を取得（有料）するなどにより、ご自身で確認してください。



事前の審査・法的判断はできません

係員が申請前の書類に不備がないか審査することはできません。登記原因事実・法律行為（契約）が有効か無効か判断したり、法的なアドバイスをすることもできません。



補正の可能性があります

登記申請後の審査の結果、訂正や書類の追加が必要になることもあります。
登記手続案内は、内容の整合性・登記の完了を保証するものではありません。

